

# 米沢市分別収集計画

【第10期】

令和4年6月

山形県米沢市

## 1 計画策定の意義

持続可能な循環型社会の形成には、循環型社会形成推進基本法をはじめとする関係法令により、廃棄物の排出を抑制していく必要があるが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の、いわゆる3Rと呼ばれる取組は極めて重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、区域内における容器包装廃棄物の3Rを推進することで、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用等を図り、持続可能な循環型社会の形成を図ることを目的とするものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方針を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物について3Rを基本とした地域社会づくりの推進。
- (2) 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。

## 3 計画期間

本市における分別収集計画は、平成8年11月に第1期計画が策定された後、3年ごとに見直しを行っており、本計画は第10期の計画となる。

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直しを行う。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装 廃棄物	3,740 t	3,703 t	3,666 t	3,628 t	3,591 t	3,554 t	3,516 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 啓発活動、環境教育の充実

ごみ処理の状況等について、市報、市ホームページ及びSNS等による情報発信や啓発を行うことで、ごみ減量化に関する社会意識の醸成を図る。

また、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方などに関する出前講座や環境教育に積極的に取り組み、学校や地域において容器包装廃棄物のみならず廃棄物全体における意識の醸成を促す。

### (2) ごみの発生抑制

米沢市衛生組合連合会をはじめとする市民団体と連携した啓発活動を展開し、過剰包装を断り、ごみとなるものを買わない、受け取らないといった減量意識の定着に努める。

また、市報、市ホームページ及びSNS等を活用し、容器包装廃棄物の発生源における排出抑制の重要性について情報発信を行うことで、事業者に対し環境負荷ができるだけ少ない商品の積極的な購入であるグリーン購入や、包装の簡素化等への協力を求めるとともに、洗浄することで繰り返し使用できるリターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用及び販売を促進する。

### (3) プラスチックの削減と法律施行に伴う今後の対応

レジ袋やペットボトルなどのプラスチックの削減を推進するため、繰り返しの使用が可能なマイバッグやマイボトルの持参徹底の普及啓発に努める。事業者に対しては、販売包装有料化への協力を求め、レジ袋等の削減を推進する。

また、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことから、本市としても、プラスチック容器包装を含むプラスチック全般の今後の分別ルール等の取扱いについて、関係団体等との協議や調整のための検討を行っていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック、紙パック （ジュース類）
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙（紙製の箱など）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

単位：t

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製容器	62		62		61		60		60	
主としてアルミ製容器	114		113		112		111		110	
無色のガラス製容器	(合計) 155		(合計) 153		(合計) 152		(合計) 150		(合計) 149	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	155	0	153	0	152	0	150	0	149	0
茶色のガラス製容器	(合計) 148		(合計) 146		(合計) 145		(合計) 143		(合計) 142	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	148	0	146	0	145	0	143	0	142	0
その他のガラス製容器	(合計) 97		(合計) 96		(合計) 95		(合計) 94		(合計) 93	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	97	0	96	0	95	0	94	0	93	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	497		492		487		482		477	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 13		(合計) 13		(合計) 13	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0	14	0	14	0	13	0	13	0	13
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 167		(合計) 165		(合計) 163		(合計) 162		(合計) 160	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	167	0	165	0	163	0	162	0	160	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 547		(合計) 541		(合計) 536		(合計) 530		(合計) 525	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	547	0	541	0	536	0	530	0	525	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度である令和3年度の分別基準適合物等の収集実績量} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、令和2年国勢調査の結果における本市の人口をベースとした推計人口（各年度10月1日時点）により以下のとおり設計した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
78,807人 (対3年度比)	78,003人 (対3年度比)	77,198人 (対3年度比)	76,394人 (対3年度比)	75,590人 (対3年度比)
98.0%	97.0%	96.0%	95.0%	94.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、広域的な廃棄物処理方法の変更があれば、この計画の見直しを行うこととする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬	選別保管	
金属	スチール製容器	缶	本市 (委託業者による指定日回収)	本市 (委託業者)	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん			
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック、紙パック(ジュース類)			
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	雑紙(紙製の箱など)			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル			置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターリサイクルプラザ
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、広域的な廃棄物処理への変更があれば、この計画の見直しを行うこととする。

容器包装	収集に係る分別の区分	収集容器	収集運搬車輛	中間処理	
スチール製容器	缶	中身の見える透明なビニール袋	平ボディー車	本市委託業者のリサイクル施設	
アルミ製容器					
無色のガラス製容器	びん				
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器					
飲料用紙製容器	牛乳パック、紙パック（ジュース類）	ひもで縛る	パッカー車		
段ボール	段ボール				
その他の紙製容器包装	雑紙（紙製の箱など）		平ボディー車		
ペットボトル	ペットボトル	置賜広域行政事務組合指定ごみ袋	パッカー車		置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターリサイクルプラザ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装				

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- （1） ごみ処理事業を円滑に実施するため、置賜広域行政事務組合及び組織構成自治体、県や関係機関との連携や協力体制の強化に努める。
- （2） 市民、事業者、学識経験者から構成される米沢市廃棄物減量等推進審議会を継続して設置し、ごみの排出抑制や資源化を推進する方策について、多角的な視点から検討を行う。
- （3） 米沢市衛生組合連合会と連携して、各地区並びに各町内会単位での啓発活動を実施し、排出抑制、分別排出の徹底及び資源化に対する意識の醸成を図る。
- （4） 次期計画における容器包装廃棄物の排出量の見込み等をより精度の高いものとするために、本計画記載事項の実績について、毎年度確認及び記録を行う。